

第94期 報告書

平成29年4月1日▶平成30年3月31日

Contents

- P1 株主の皆様へ
- P2 事業報告
- P19 連結貸借対照表
- P20 連結損益計算書
- P21 連結株主資本等変動計算書
- P22 (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書
- P23 貸借対照表
- P24 損益計算書
- P25 株主資本等変動計算書
- P26 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本
- P27 会計監査人の監査報告書 謄本
- P28 監査役会の監査報告書 謄本

- (ご参考)
P29 トピックス

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社グループはこの3月31日をもちまして、第94期事業年度を終了いたしましたので、業績の概況をご報告申しあげます。

なお、当期の期末配当は、1株当たり7円として、第94回定時株主総会にお諮りいたしたく存じます。

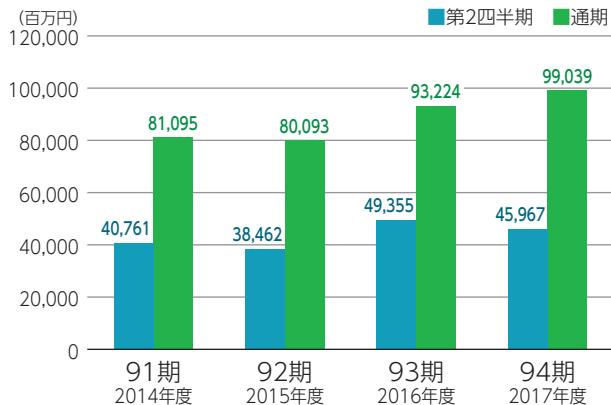
これからも、株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけますよう、さらに企業価値を高め、成長し続ける企業集団となるべく、グループを挙げて努力を重ねてまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

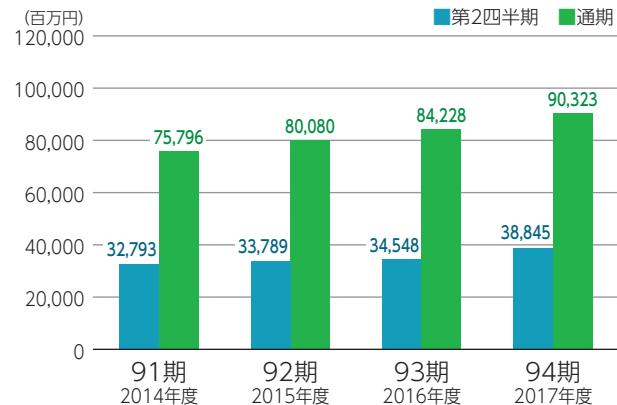
代表取締役会長 武藤昌三 代表取締役社長 古谷浩三



受注高



売上高



事業報告

(平成29年4月1日より平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、海外においては、米国景気は個人消費や設備投資が増加したことにより回復基調で推移いたしました。中国は環境規制等による減速感はみられたものの、輸出の増加等により景気の持ち直しの動きがみられ、東南アジア諸国は世界的な景気改善を背景に輸出が増加したほか、好調な内需により景気は堅調さを維持しました。

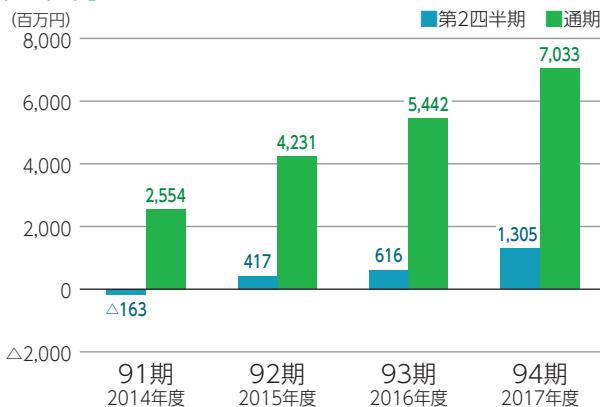
国内においては、公共投資はおおむね堅調に推移し、民間設備投資は人手不足を補うための省人化投資を中心に増加したことから、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような景況の下で当社グループといたしましては、中期経営計画「BRIDGE 100」に掲げた基本方針に則って、顧客のニーズを捉えた新製品の開発などを行い、好調な業界における販売活動に注力し、中核事業のさらなる受注拡大を図ってまいりました。また、受注増加に伴う増産対応のための生産能力強化や、自動化による生産性向上のための設備投資を推し進め、部材調達面においても海外を含め新規サプライヤー開拓などによるコストダウンを図り、利益率の向上に取り組んでまいりました。新分野への挑戦としては、再生医療分野及び農水産業分野において様々な機器の研究開発を推し進めてまいりました。

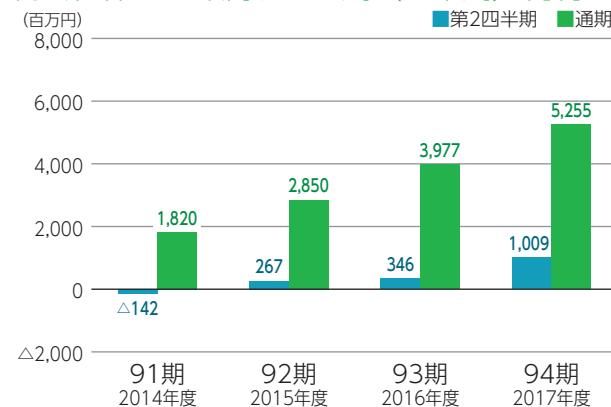
企業集団の連結業績につきましては、受注高は990億39百万円（前連結会計年度比6.2%増）、売上高は903億23百万円（同7.2%増）となりました。損益面につきましては、経常利益は70億33百万円（同29.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は52億55百万円（同32.1%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は、本報告書3～4ページに記載の通りであります。

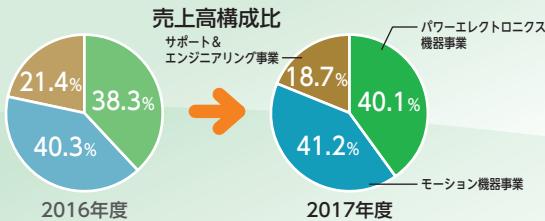
経常利益



親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益



セグメント別概況（連結）



当社グループの事業セグメントは、「パワーエレクトロニクス機器事業」「モーション機器事業」「サポート&エンジニアリング事業」の3つで構成しております。

セグメント別の売上高構成比は、左グラフの通りパワーエレクトロニクス機器事業が前連結会計年度比1.8%増の40.1%、モーション機器事業が前連結会計年度比0.9%増の41.2%、サポート&エンジニアリング事業が前連結会計年度比2.7%減の18.7%となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は以下の通りです。

パワーエレクトロニクス機器事業

受注高	405億 71百万円
	(前連結会計年度比 14.3%増)
売上高	361億 83百万円
	(前連結会計年度比 12.1%増)



クリーン搬送機器部門

精密なデバイス加工精度と高度なクリーン搬送技術が求められる半導体製造工程において、世界のトップブランドとして信頼を集めています。大気搬送技術はもちろん、独自開発のN2バージ機構を持つロードポートや真空搬送技術で、より微細化と歩留まり向上の要求が高まる半導体メーカーの期待に応えています。



振動機・パーツフィーダ部門

振動機器のトップメーカーとして、食品・化学・リサイクルなど、あらゆる業界へ振動コンベヤ等を提供。また、スマートフォン等に使われる微小部品からネジなどの大形部品まで様々な生産・加工ラインにおける部品供給・整列搬送システムを提供しています。



社会インフラシステム部門

上下水道の監視制御システム、道路管理用電気設備、さらには再生可能エネルギー発電装置を核とした小規模スマートグリッドシステムなどを提供。安心と快適、そして省エネルギーを実現しながら信頼できる社会インフラを支えています。



自動車用試験装置部門

スピーディーな開発や安全性が求められる自動車産業において、衝突試験装置等の各種実験装置・検証装置を数多く提供。ハイブリッド自動車・電気自動車など、時代の要求に応える最先端自動車の開発に貢献しています。



産業インフラシステム部門

高効率コージェネレーションシステムや産業・業務用エンジン発電機は、安定した電力供給とともに省コスト・省エネルギーを実現。さらに、液化天然ガスの汲み上げに使われるモータ、駐機中の航空機に電源供給する空港用電源車、様々な現場ニーズに応えるリフマグ®、最先端の金属素材開発を実現する真空溶解炉などを提供しています。

モーション機器事業

受注高 411億 98百万円
(前連結会計年度比 7.8%増)

売上高 372億 13百万円
(前連結会計年度比 9.7%増)



航空宇宙システム部門

我が国唯一の航空機用電源システムメーカーとして、発電機をはじめとした航空機用電装品等を提供。また、ヘリコプター用レスキューhoistなど人命救助に役立つ製品からロケット用制御システムなど宇宙分野で活躍する製品まで幅広く提供しています。



大型搬送システム部門

巨大な航空機の牽引をはじめ、乗客の乗り降り、貨物の搬入搬出を担う空港用地上支援車両など、空港運営に不可欠な重量物搬送を行う特殊車両を提供。さらに、港湾・倉庫・造船所における超重量物搬送で活躍する産業用特殊車両など、用途に特化した各種車両を提供しています。

サポート&エンジニアリング事業

受注高 172億 69百万円
(前連結会計年度比 11.5%減)

売上高 169億 26百万円
(前連結会計年度比 6.1%減)



シンフォニアエンジニアリング

当社製品の保守・サービス業務、公共・民間の電気工事、管工事、搬送工事等の設計施工業務及び情報機器（汎用券売機、入退場システム等）の製造・販売・サービス業務を主要事業として展開しております。



モーションコントロール機器部門

産業用電磁クラッチ・ブレーキからOA機器用マイクロ電磁クラッチ、自動車用電磁クラッチ、鉄道用ブレーキ、建設機械用コントローラ、産業用サーボアクチュエータなど、豊富なバリエーションを提供。様々な機器の動作制御に関わるモーションシステム製品を幅広く提供しています。



プリンタシステム部門

アミューズメント施設や街中で見られるシールプリントやカードゲーム機、各種プリントサービスに使われている昇華型プリンタを提供。世界最速・最高解像度を実現し、世界初の両面プリントやツインヘッド方式によるホログラムプリンタを開発するなど、プリント&ビジュアル分野の可能性を広げています。



S & S エンジニアリング

病院内搬送をメインに、移載・収納・保管を含むトータルな搬送システムの導入計画立案から設計、施工、メンテナンスまで一貫した取組で、最適な搬送ソリューションを提供しています。

サポート&エンジニアリング事業は、上記2社の他、保険代理業や運送業などを手掛けるシンフォニア商事、労働者派遣業や当社グループ内の経理・給与業務を請け負うセルテクノ、ソフトウェア開発やOA機器の販売を行うアイ・シー・エスにより構成されています。

(2)対処すべき課題

2018年度の当社グループを取り巻く経営環境は、各国の金融政策の変化による影響や、地政学的リスクに留意する必要があるものの、海外においては、米国景気は企業収益の改善や税負担の軽減等を背景に設備投資が増加し、回復基調が続くとみられます。中国は過剰生産能力の調整等による景気の緩やかな減速懸念があるものの、当面持ち直しの動きが続き、東南アジア諸国は内需や輸出の増加により堅調に推移するとみられます。

国内においては、公共投資は引き続き底堅さを維持することが見込まれ、民間設備投資は企業収益の改善や省人化ニーズに伴い増加が持続することなどにより、景気は緩やかに回復するとみられます。

このような経営環境の下で当社グループといたしましては、新たな3カ年の中期経営計画「SINFONIA ABC 2020」を策定し、スタートいたしました。前中期経営計画「BRIDGE 100」では、“Motion & Energy Control”技術で、中国・東南アジアの経済成長に伴う設備投資需要にマッチした製品の投入と、先進国成熟社会におけるエネルギー効率化の加速に対応したソリューションの提供により、当社グループの収益基盤を確立し、グローバルな成長を目指してまいりました。利益面については、中核事業の拡大及び生産性向上による収益の改善により、目標を達成することができました。しかしながら、中国・東南アジアの経済成長が想定を下回ったことなどから、重点目標の一つであるグローバル事業の拡大については目標には至らず、グループ全体の売上高についても計画に及ばない結果となりました。新分野への挑戦として取り組んでいた医療・農水産業分野については、引き続き研究開発を進めております。

新中期経営計画「SINFONIA ABC 2020」においては、中核事業を5事業（航空宇宙事業、モーションコントロール機器事業、振動機器事業、クリーン搬送機器事業、エンジニアリング事業）とし、経営資源の集中を進めてまいります。さらに、中国・東南アジアでの海外事業の拡大、再生医療及び自動車分野での積極的な開発投資の推進、引き続き旺盛な需要がある半導体・ファクトリーオートメーション分野の製品群の生産力増強に取り組みます。これらを重点戦略として、将来にわたり成長し続けるための強固な企業体質の確立と先進技術を活用した技術開発力のさらなる強化を目指してまいります。

新中期経営計画「SINFONIA ABC 2020」の初年度にあたる2018年度は、受注拡大に向けて、さらなる技術力強化に取り組み、新規顧客の開拓及び成長分野における新製品の開発を推進し、シェア拡大を図ってまいります。また、今後も設備投資の増加が見込まれる中国をはじめとした海外ビジネスを推し進めてまいります。そのためにも、生産能力強化のための設備投資や、研究開発投資を積極的に進めてまいります。さらに、本年度中には、グループ経営基盤整備として取り組んでまいりましたIT基幹システムが本格的に稼働いたします。このIT基幹システムを活用することにより、生産・販売・管理部門の連携を強化し、業務の効率化と質的向上を図ってまいります。

今後さらに成長し続ける企業グループとして株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけますよう、引き続きグループを挙げて飛躍を遂げるべく努力を重ねてまいる所存でございます。

(3)設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、40億2百万円あります。

その主な内容は、次の通りであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社伊勢製作所（鳥羽）：モーションコントロール機器部門自動生産設備の導入

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

次期ＩＴ基幹システムの導入

当社豊橋製作所：マシニングセンタの導入（クリーン搬送機器部門、パートフィーダ部門）

当社伊勢製作所：航空機用発電機試験設備の更新

(4)財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

項目	年　度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当連結会計年度) 第94期
		第91期	第92期	第93期	
受注高（百万円）		81,095	80,093	93,224	99,039
売上高（百万円）		75,796	80,080	84,228	90,323
営業利益（百万円）		2,757	4,409	5,221	7,109
経常利益（百万円）		2,554	4,231	5,442	7,033
親会社株主に帰属する純利益（百万円）		1,820	2,850	3,977	5,255
総資産（百万円）		91,394	90,148	97,489	105,598
1株当たり当期純利益（円）		12.24	19.17	26.75	35.35
R O A (%)		3.02	4.89	5.35	6.73
R O E (%)		6.55	9.50	12.19	13.79
ネットD E レシオ（倍）		0.73	0.66	0.56	0.40

- （注）1. 平成27年度につきましては、航空宇宙部門及びクリーン搬送機器部門が好調でありましたが、プリンタ部門及びサポート＆エンジニアリング事業が減少したため受注高は減少しました。売上高は社会インフラシステム部門及び自動車用試験装置部門が好調であったことにより増加し、それに伴い利益も増加しました。
 2. 平成28年度につきましては、クリーン搬送機器部門、航空宇宙部門及びプリンタ部門が好調であったことにより、受注高・売上高ともに増加し、それに伴い利益も増加しました。
 3. 平成29年度につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。
 4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

項目	年　度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当期) 第94期
		第91期	第92期	第93期	
受注高（百万円）		59,424	60,754	69,735	77,642
売上高（百万円）		55,174	58,555	62,449	69,223
営業利益（百万円）		1,397	2,863	3,756	5,838
経常利益（百万円）		1,491	3,037	4,156	6,358
当期純利益（百万円）		1,212	2,113	3,064	4,887
総資産（百万円）		83,165	82,353	88,989	96,430
1株当たり当期純利益（円）		8.15	14.21	20.61	32.87
R O A (%)		1.68	3.48	4.22	6.05
R O E (%)		4.53	7.52	10.06	14.00
ネットD E レシオ（倍）		0.85	0.74	0.64	0.47

- （注）1. 当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

(5)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
シンフォニア商事(株)	200 百万円	100.00 %	保険代理業、倉庫・運送業、鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、旅行業
シンフォニアエンジニアリング(株)	100 百万円	100.00	電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具・自動券売機のサービス
(株)アイ・シー・エス	32 百万円	100.00	ソフトウェアの開発、OA機器の販売
(株)セルテクノ	60 百万円	100.00	電気・電子機器類の設計、試験、労働者派遣業、経理・給与業務の受託
(株)大崎電業社	48 百万円	100.00	電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造、販売
(株)S&Sエンジニアリング	200 百万円	100.00	病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売、エンジニアリング
シンフォニアマイクロテック(株)	84 百万円	100.00	マイクロクラッチの製造、販売
昕芙旎雅機電(香港)有限公司	10 百万香港ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの販売
昕芙旎雅機電(東莞)有限公司	2 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造
SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.	4 百万米ドル	100.00 (100.00)	マイクロクラッチの製造・販売
SINFONIA TECHNOLOGY(THAILAND)CO.,LTD.	289 百万台バーツ	100.00	振動式搬送機器・パーツフィーダ・半導体製造装置用ハンドリング機器・建設車両用電装品の製造、販売
昕芙旎雅商貿(上海)有限公司	150 百万円	100.00	当社製品の販売、部材の調達

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の12社であります。

2. 上表当社の出資比率の()内は間接保有割合であります。

(6) 主要な事業内容

セグメント	主要な製品・サービス
モードショーン機器	昇華型デジタルフォトプリンタ、リライタブルプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車 等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、鉄鋼プラント用電気システム、中小型発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーソフィーダ、半導体製造装置用ハンドリング機器、液晶ガラス基板用ハンドリング機器、ナチュエネシステム 等
サポート＆エンジニアリング	電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、OA機器の販売 等

(7) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な営業所及び工場

本社 東京

支社 大阪、名古屋

支店 九州（福岡）

営業所 東北（仙台）、新潟、北陸（富山）、静岡、三重（伊勢）、中国（広島）

工場 伊勢製作所（伊勢、鳥羽）、豊橋製作所

②主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事（伊勢）、シンフォニアエンジニアリング（伊勢、東京）、アイ・シー・エス（伊勢）、セルテクノ（伊勢）、大崎電業社（東京）、S & S エンジニアリング（東京）、シンフォニアマイクロテック（明石）、昕芙施雅機電（香港）有限公司（中華人民共和国・香港）、昕芙施雅機電（東莞）有限公司（中華人民共和国・東莞）、SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.（ベトナム社会主义共和国・ハナム）、SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.（タイ王国・サムットプラカーン）、昕芙施雅商貿（上海）有限公司（中華人民共和国・上海）

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
モードショーン機器	1,813名	15名増
パワーエレクトロニクス機器	1,115名	31名増
サポート＆エンジニアリング	772名	9名減
計	3,700名	37名増

（注）1. 就業人員数を記載しております。

2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

②当社の従業員数等

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,919名	11名減	38.3才	14.6年

（注）1. 就業人員数を記載しております。

2. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先		借入額
(株)みずほ銀行		百万円 4,083
(株)三井東京UFJ銀行		2,031
(株)三井住友銀行		2,028
三井住友信託銀行(株)		2,012
みずほ信託銀行(株)		1,312
三井UFJ信託銀行(株)		1,300

(注) 1. 当社は機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引金融機関22行とシンジケート方式による総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は48億円であります。

2. 平成30年4月、(株)三井東京UFJ銀行は(株)三菱UFJ銀行に商号を変更しております。

② 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

580,000,000株

(2) 発行済株式の総数

148,674,822株 (自己株式270,789株を除く)

(3) 株主数

15,624名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託口(株) (神戸製鋼所)	千株 14,898	% 10.02
ダイイキン工業(株)	5,085	3.42
シンフォニアテクノロジーグループ従業員持株会	4,057	2.73
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	4,000	2.69
シンフォニアテクノロジー取引先持株会	3,744	2.52
大日本印刷(株)	3,664	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	2,742	1.84
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,681	1.80
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	2,491	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	2,470	1.66

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)退職給付信託口(株)神戸製鋼所の持株数14,898千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。

2. 出資比率は自己株式(270,789株)を控除して計算しております。

③ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼職の状況
武 藤 昌 三	代表取締役会長 (開発本部及び新事業企画部の管掌)	—
古 谷 浩 三	代表取締役社長	—
斎 藤 文 則	取 締 役 (総務人事部、経営企画部、法務部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの担当、調達本部の管掌)	—
常 光 茂 久	取 締 役 (業務改革推進部の管掌、営業業務統括部及び支社・支店・営業所の担当)	—
高 橋 芳 明	取 締 役 (グローバル事業統括本部長、財務部、監査部及び全社リスク管理の担当)	—
川 久 伸	取 締 役 (電機システム本部長兼同本部クリーン搬送機器事業の担当)	—
※仲 真 司	取 締 役 (電子精機本部長兼同本部航空宇宙及び大型搬送システム事業の担当)	—
※平 野 新 一	取 締 役 (電機システム本部副本部長 (生産部門の統括) 兼同本部豊橋製作所長)	—
井 上 修 平	社 外 取 締 役 (非常勤)	北海道大学客員教授
※重 河 和 夫	社 外 取 締 役 (非常勤)	—
百 家 俊 次	監 査 役 (常勤)	—
笹 川 浩 史	社 外 監 査 役 (常勤)	—
下 谷 政 弘	社 外 監 査 役 (非常勤)	京都大学名誉教授 日華化学株社外取締役 住友史料館館長
下 谷 收	社 外 監 査 役 (非常勤)	弁護士

- (注) 1. 当社は、井上修平並びに重河和夫、笹川浩史、下谷政弘及び下谷收の5氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 2. 上表※印の者は、平成29年6月29日開催の第93回定期株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
 3. 当社は上表「重要な兼職の状況」に記載の兼職先との間には、特別な関係はありません。
 4. 当期中の取締役の退任は次の通りであります。

氏 名	地位及び担当 (退任時)	退任年月日	退 任 事 由
小 原 孝 秀	取 締 役 (財務部、監査部及び全社リスク管理の担当、業務改革推進部の管掌)	平成29年6月29日	任期満了
小 谷 重 達	社 外 取 締 役 (非常勤)	平成29年6月29日	任期満了

5. 監査役のうち百家俊次氏は、当社の資金部門に従事したうえ資金部長を務め、また下谷政弘氏は学識経験者として、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離してコーポレートガバナンス体制を強化するとともに、経営環境の変化にスピーディかつフレキシブルに対応するため、執行役員制度を導入しております。執行役員は次の通りであります。

氏名	地 位 及 び 担 当
※齊 藤 文 則	専務執行役員 (総務人事部、経営企画部、法務部、全社コンプライアンス及びWAY推進プロジェクトの担当、調達本部の管掌)
※常 光 茂 久	常務執行役員 (業務改革推進部の管掌、営業業務統括部及び支社・支店・営業所の担当)
※高 橋 芳 明	常務執行役員 (グローバル事業統括本部長、財務部、監査部及び全社リスク管理の担当)
※川 久 伸	常務執行役員 (電機システム本部長兼同本部クリーン搬送機器事業の担当)
※仲 真 司	常務執行役員 (電子精機本部長兼同本部航空宇宙及び大型搬送システム事業の担当)
※平 野 新 一	常務執行役員 (電機システム本部副本部長(生産部門の統括)兼同本部豊橋製作所長)
河 村 博 年	執 行 役 員 (開発本部長、新事業企画部の担当)
堀 悟	執 行 役 員 (調達本部長兼同本部豊橋調達部長)
御 村 恭 至	執 行 役 員 (電子精機本部副本部長(生産部門の統括)兼同本部伊勢製作所長、業務改革推進部の担当)
瀬 田 学	執 行 役 員 (電子精機本部伊勢製作所副製作所長兼同製作所航空宇宙機器工場長)
永 井 博 幸	執 行 役 員 (電機システム本部振動機・パーソフィーダ事業の担当兼同本部振動機営業部長)
成 久 雅 章	執 行 役 員 (電子精機本部モーションコントロール機器及びプリントシステム事業の担当)
花 木 敦 司	執 行 役 員 (電機システム本部豊橋製作所副製作所長兼同製作所クリーン搬送機器工場長)
中 田 哲 二	執 行 役 員 (電機システム本部社会インフラシステム、産業インフラシステム及び試験装置事業の担当兼同本部試験装置営業部長)

(注) 上表※印の者は、取締役を兼務しております。

(2)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	12名	343,195千円
監査役	4名	55,200千円
(うち、社外役員	6名	47,400千円)

(注) 上記には、平成29年6月29日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。

(3)社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
井 上 修 平	社外取締役 (非常勤)	期中に14回開催された取締役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
重 河 和 夫	社外取締役 (非常勤)	期中の選任後10回開催された取締役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
笹 川 浩 史	社外監査役 (常勤)	期中に14回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に14回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。
下 谷 政 弘	社外監査役 (非常勤)	期中に14回開催された取締役会のうち12回に出席し、また、期中に14回開催された監査役会のうち12回に出席し、学識経験者としての高度な知識・識見や、財務・会計に関する知見に基づき必要な発言を適宜行いました。
下 谷 收	社外監査役 (非常勤)	期中に14回開催された取締役会のうち13回に出席し、また、期中に14回開催された監査役会のうち13回に出席し、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき必要な発言を適宜行いました。

②責任限定契約の内容の概要

井上修平、重河和夫、笹川浩史、下谷政弘及び下谷收の5氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

4 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

42百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、從前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 3. 当社の子会社である昕美施雅機電(香港)有限公司、昕美施雅機電(東莞)有限公司、SINFONIA MICROTEC(VIETNAM)CO.,LTD.、SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND)CO.,LTD.及び昕美施雅商貿(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、企業理念及びその行動指針であるSINFONIA-WAYを定め、かつ「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- 「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- 法令・定款違反に関する報告体制として、スピーカアップ制度(内部通報制度)を設置しており、「スピーカアップ制度運用規程」において内部通報者は不利益な取り扱いをしてはならないことを定めています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネージメント、取締役会、監査役会に報告が行われています。
- 「内部監査規程」に基づき、監査部が内部監査を行っています。
- 財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。
- 当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」において反社会的勢力との絶縁を宣言するとともに、対応に当たっての基本的な考え方を定めています。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びにリスク管

理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。

- ・当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼす危機の発生時には、取締役及び執行役員は、速やかに情報を収集し、代表取締役へ報告するとともに、対応策を実施します。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
- ・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、事業執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
- ・当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ業務を執行する体制としています。
- ・取締役は、担当する業務について執行役員から執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たせる体制を整備しています。
- ・決裁制度、予算制度、人事管理制度等を整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。
- ・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
- ・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
- ・グループ企業を含めてコンプライアンス活動を推進しています。また、海外現地法人の活動についても国内の取組に準じ、現地の法令や文化習慣等も尊重しながら推進しています。

(6)監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・当社は、監査部が監査役監査を補助しています。
- ・監査部は監査役会の事務局業務を担当して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人は、監査役の「監査役監査基準」に基づく要請に応じて当社及びグループ企業に関する資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
- ・監査役は、取締役の職務執行を監査するため、当社の取締役会、事業執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。また、グループ企業の取締役から定期的にヒアリングを行い、グループ全体の状況を把握しています。
- ・「スピーカアップ制度運用規程」に準じて、監査役への報告を行った者やこれに関わった者に対して不利益な取り扱いをしてはならないこととしています。

(9)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役の職務執行に必要な緊急または臨時の支出についても事後償還請求できることとしているなど、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
- ・監査役と代表取締役、会計監査人との意見交換の機会を設けています。
- ・監査役は、監査部から内部監査に関する報告を隨時受けています。

(当該体制の運用状況)

①取締役の職務の執行

- ・独立性の高い社外取締役を2名選任し、当事業年度に14回開催された取締役会において、外部からの経営チェック・助言が行われています。
- ・執行役員に決裁権限を委譲し、効率的な業務執行を行っています。また、経営会議や事業執行会議を毎月開催し、経営意思の決定と業務執行の監督を行っています。
- ・グループ企業に関する重要な事項は適宜取締役会に報告され、監督を行っています。

②コンプライアンス

- ・当社及びグループ企業でコンプライアンスに関する研修や教育資料の配布を行い、意識の強化と問題の未然防止に努めています。
- ・当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、議事の要旨を社内で周知したほか、コンプライアンスに関してグループ企業との会合を行い、情報の共有を行っています。
- ・グループ企業を含む従業員にスピーカップ制度の周知を継続的に行い、その利用状況についてはコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しています。

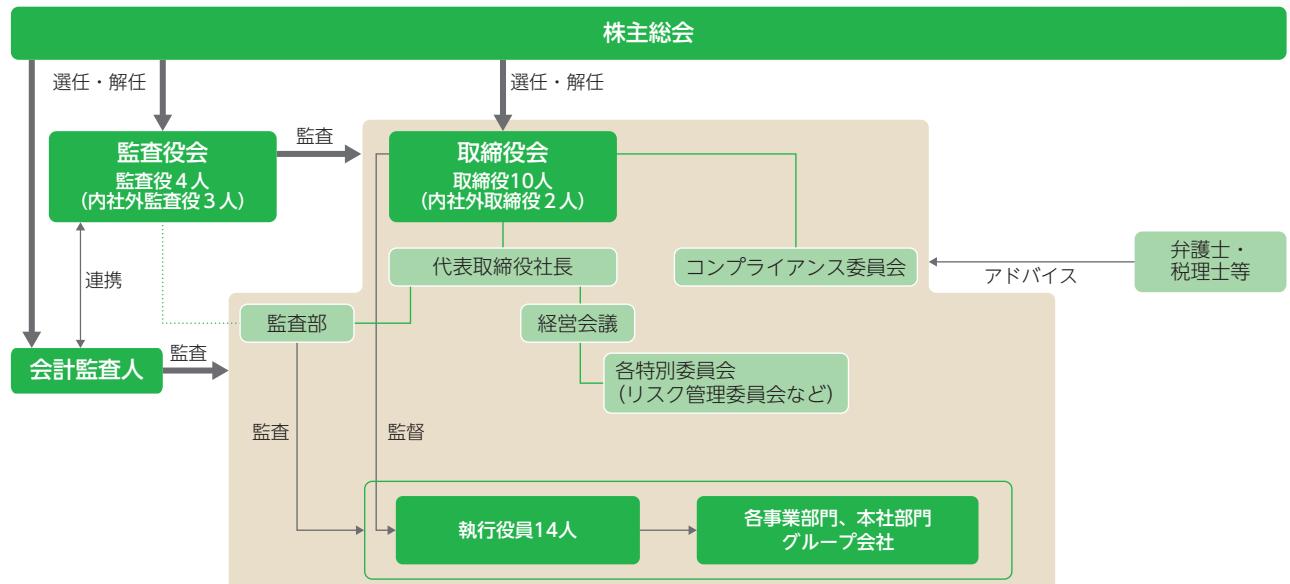
③リスク管理

- ・リスクの評価と対応を適切に行うため、専門の会議体や委員会を設置し、リスク管理を継続的に行っており、リスク管理委員会を当事業年度において1回開催しています。また、「リスク管理規程」及びリスク管理活動の行動要領を定めた「リスク管理大綱」の策定、経営会議への報告等により、当社グループにおけるリスクの共有及び対応を図っております。
- ・企業価値を低下させるあらゆるリスクを管理するため、当事業年度において災害対策委員会を2回、情報セキュリティ委員会を4回、安全保障貿易管理特別委員会を2回、地球環境委員会を2回開催しています。

④監査役の職務の執行

- ・監査役は、監査役会で定めた「年度監査方針・計画」に沿って、取締役会等の重要な会議への出席、執行役員決裁等の必要な書類の閲覧、各取締役との意見交換、監査部及び会計監査人との連携、グループ企業を含めた各拠点への往査を実施し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を確認しています。
- ・監査役会は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する社内監査役と、独立性の高い3名の社外監査役の4名で構成されており、当事業年度において14回開催されています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



6 株式会社の支配に関する基本方針

(1)当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し下記（3）2）①において定義している大規模買付行為が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て（ア）企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、（イ）株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、（ウ）対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、（エ）対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値の源泉は、（ア）多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、（イ）創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、（ウ）ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、（エ）事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、（オ）組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えており、当社株券等の大規模買付行為を行う者がこのような当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることになります。また、下記（3）2）②において定義している大規模買付者により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性が極めて高いと考えております。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組の内容の概要

1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

①当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、「企業理念」を制定し、企業価値とその源泉となる競争力向上に取り組んでおります。その「企業理念」は次の通りです。
『「一歩先を行く技術」「地球を大切にする心」「思いやりのある行動』私たちはこの3つを大切に人から宇宙まで豊かな暮らしと社会の発展に貢献します。』

当社は、大正6年（1917年）の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を拡げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指すうえで、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

(i)官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制

(ii)創業以来培われた豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力

(iii)株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係

(iv)個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土

(v)当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

②当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社は、平成25年より5年の中期経営計画「BRIDGE 100」を策定し、事業活動に取り組んでおります。創業から100年という長い歴史の中で培ってきた幅広い技術・顧客基盤を活かし、変化する時代に対応した開発型企業として、新たな成長に向けて邁進しております。また、次の100年間も株主の皆様への安定配当、社会への貢献を実現するとともに、従業員・家族の生活を守り続ける企業であり続けるため、当社グループにおいて培ってきた“Motion & Energy Control”技術で、東南アジア・中国の経済成長に伴う産業設備投資需要にマッチした製品の投入と、先進国成熟社会におけるエネルギー効率化の加速に対応したソリューションの提供により、当社グループの収益基盤を確立し、グローバルな成長を目指します。そして、以下の方針の下、本中期経営計画の目標を達成し、当社グループの企業価値向上を実現します。

(i) 中核事業の拡大

4つの中核事業(『航空宇宙事業』、『モーションコントロール機器事業』、『振動機器事業』、『クリーン搬送機器事業』)を拡大させるべく開発・設備投資、要員を重点的に配分し、事業収益を向上させます。

(ii) グローバル事業の拡大

東南アジア・中国市場のニーズをつかみ、これまで整備を進めてきたタイ・中国の現地法人を中心にグローバル事業を拡大します。

(iii) 新分野への挑戦

“Motion & Energy Control”技術と“計測・制御”技術により、再生医療関連産業の成長や、福祉の省力化ニーズが期待される「医療・福祉」分野、食の安全・安定供給への期待が高まる「農業・水産業」分野での事業化に挑戦します。

(iv) グループ経営基盤整備

事業拡大、グローバル化を進めるために必要な、開発・技術力の強化、生産の最適化、人材の育成及び迅速な意思決定、効率的な業務遂行を支える基盤の整備を行います。

また、従来より当社グループの企業価値の確保・向上を図るための重要事項と位置付けている、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能の伝承・強化についても、今後とも引き続き推進してまいります。

このように、当社は、今後も企業価値=業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にする企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の充実を共に図ることを目指しております。

具体的な施策としては、執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行機能や意思決定・監督機能を強化するとともに、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外取締役2名及び社外監査役3名を選任し、5名全員を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しております。また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員を任命し、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その体制を整え、継続的な運用と評価・改善を図っております。

なお、コーポレートガバナンス・コードへの対応を含めた当社のコーポレートガバナンス体制は、(株)東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（本対応方針）

当社は、上記（1）に記載した当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方にに関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関する議案を平成29年6月29日開催の第93回定時株主総会に諮り、承認されました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。本対応方針の目的及び概要は以下の通りであります。

1) 本対応方針の目的

本対応方針への更新は、上記（1）に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資しない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。当社取締役会は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針への更新を行うことを決定いたしました。

2) 本対応方針の概要

① 対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)または(ii)に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、（ア）当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下「取締役会評価期間」といいます。）が終了するまでの間、及び（イ）取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

③対抗措置の発動

大規模買付者が、本対応方針において定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従うことなく大規模買付行為を行いう場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値もしくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社は、原則として、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。なお、当社は、この場合において、大規模買付者が有する本新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、（ア）当社社外取締役、（イ）当社社外監査役、または（ウ）社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者もしくは他社の取締役もしくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合、独立委員会へ適時に情報を提供し、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会が株主の皆様の共同の利益を損なう行動を取っていないかを含め、公正な手続が行われているかについての検証を行うものといたします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認するか否かについて、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時に情報を開示することにより、その透明性を確保することとしております。

⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使がなされた時、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された時には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催の第93回定期株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定期株主総会の終結の時までといたします。なお、本対応方針のかかる有効期間の満了前であっても、（ア）当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または（イ）当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものといたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、平成29年4月24日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。（当社ホームページ <http://www.sinfo-t.jp>）

（4）上記（2）の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、上記（2）の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記（1）の基本方針に資するものであると考えております。

したがいまして、上記（2）の取組は、上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5)上記(3)の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針への更新は、上記（1）の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって行われたものであります。

また、下記1）から5）までの通り、本対応方針は、株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため独立委員会が設置されていること、デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと等から、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性及び公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針の是非につき、株主の皆様のご意思を確認するため、平成29年6月29日開催の第93回定時株主総会において、本対応方針への更新に関する議案が諮られ、承認されたものであります。

また、上記（3）3）に記載の通り、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii) 当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、また、独立委員会から対抗措置の発動の勧告がなされたものの当社取締役会が必要と判断した場合には、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができますとしております。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今との買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに本対応方針は、㈱東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記（3）3）に記載の通り、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなっており、毎年の当社定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

以上の通り、上記（3）の取組は上記（1）の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	59,821	流動負債	45,921
現金及び預金	6,406	支払手形及び買掛金	15,313
受取手形及び売掛金	35,327	電子記録債務	5,718
商品及び製品	1,111	短期借入金	12,049
仕掛品	8,752	未払費用	5,219
原材料及び貯蔵品	5,731	未払法人税等	1,482
繰延税金資産	1,271	未払消費税等	875
その他	1,257	受注損失引当金	212
貸倒引当金	△37	その他	5,050
固定資産	45,777	固定負債	18,729
有形固定資産	30,358	長期借入金	10,824
建物及び構築物	10,805	再評価に係る繰延税金負債	1,669
機械装置及び運搬具	2,377	役員退職慰労引当金	93
工具、器具及び備品	1,466	環境対策引当金	305
土地	14,580	退職給付に係る負債	4,187
リース資産	407	その他	1,649
建設仮勘定	720	負債合計	64,651
無形固定資産	2,708	純資産の部	
投資その他の資産	12,710	株主資本	32,671
投資有価証券	10,634	資本金	10,156
繰延税金資産	357	資本剰余金	452
その他	1,765	利益剰余金	22,131
貸倒引当金	△48	自己株式	△69
資産合計	105,598	その他の包括利益累計額	8,275
		その他有価証券評価差額金	4,863
		繰延ヘッジ損益	△8
		土地再評価差額金	3,913
		為替換算調整勘定	226
		退職給付に係る調整累計額	△719
		純資産合計	40,947
		負債純資産合計	105,598

連結損益計算書

(平成29年4月1日より平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		90,323
売上原価		69,304
売上総利益		21,019
販売費及び一般管理費		13,909
営業利益		7,109
営業外収益		
受取利息及び配当金	199	
環境対策引当金戻入額	49	
その他の	115	364
営業外費用		
支払利息	189	
為替差損	88	
その他の	162	440
経常利益		7,033
税金等調整前当期純利益		7,033
法人税、住民税及び事業税	1,785	
法人税等調整額	△7	1,777
当期純利益		5,255
親会社株主に帰属する当期純利益		5,255

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日より平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,156	452	17,916	△65	28,460
当期変動額					
剰余金の配当			△1,040		△1,040
親会社株主に帰属する当期純利益			5,255		5,255
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4,214	△3	4,210
当期末残高	10,156	452	22,131	△69	32,671

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,361	—	3,913	164	△681	6,758	35,219
当期変動額							
剰余金の配当							△1,040
親会社株主に帰属する当期純利益							5,255
自己株式の取得							△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,501	△8	—	61	△38	1,517	1,517
当期変動額合計	1,501	△8	—	61	△38	1,517	5,727
当期末残高	4,863	△8	3,913	226	△719	8,275	40,947

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (平成29年4月1日より平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	7,893
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,394
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,147
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7
現金及び現金同等物の増減額	△656
現金及び現金同等物の期首残高	7,062
現金及び現金同等物の期末残高	6,405

▶財務情報の詳細は、
当社ホームページIRサイトをご覧下さい。



<http://www.sinfo-t.jp>

シンフォニアテクノロジー

検索

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	50,210	流動負債	42,262
現金及び預金	5,204	支払手形	3,901
受取手形	6,319	電子記録債務	5,718
売掛金	22,362	買掛金	8,048
商品及び製品	480	短期借入金	12,010
仕掛品	8,092	リース債務	135
原材料及び貯蔵品	4,926	未払金	1,197
繰延税金資産	946	未払費用	4,127
短期貸付金	461	未払法人税等	1,287
未収入金	891	未払消費税等	654
その他	553	前受金	2,327
貸倒引当金	△29	預り金	2,139
固定資産	46,219	受注損失引当金	209
有形固定資産	28,736	その他	505
建物	9,371	固定負債	16,602
構築物	273	長期借入金	10,810
機械及び装置	1,930	リース債務	314
車両運搬具	22	再評価に係る繰延税金負債	1,669
工具、器具及び備品	1,253	退職給付引当金	2,045
土地	14,797	環境対策引当金	305
リース資産	390	資産除去債務	372
建設仮勘定	696	その他	1,084
無形固定資産	2,605	負債合計	58,864
ソフトウェア	95	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	2,465	株主資本	28,947
その他	44	資本金	10,156
投資その他の資産	14,878	資本剰余金	452
投資有価証券	10,116	資本準備金	452
関係会社株式	3,049	利益剰余金	18,406
関係会社出資金	200	利益準備金	806
長期貸付金	622	その他利益剰余金	17,599
その他	917	繰越利益剰余金	17,599
貸倒引当金	△29	自己株式	△69
資産合計	96,430	評価・換算差額等	8,618
		その他有価証券評価差額金	4,712
		繰延ヘッジ損益	△8
		土地再評価差額金	3,913
		純資産合計	37,565
		負債純資産合計	96,430

損益計算書 (平成29年4月1日より平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		69,223
売上原価		54,082
売上総利益		15,141
販売費及び一般管理費		9,303
営業利益		5,838
営業外収益		
受取利息及び配当金	799	
その他	120	919
営業外費用		
支払利息	188	
為替差損	88	
その他	122	399
経常利益		6,358
税引前当期純利益		6,358
法人税、住民税及び事業税	1,436	
法人税等調整額	34	1,470
当期純利益		4,887

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日より平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	株主資本			
		資本剰余金	資本準備金	利益剰余金	
		利益準備金		その他 利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	10,156	452	702	13,857	14,560
当期変動額			104	△1,144 4,887	△1,040 4,887
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	104	3,742	3,846
当期末残高	10,156	452	806	17,599	18,406

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△65	25,104	3,220	—	3,913	7,134	32,238
当期変動額							
剰余金の配当		△1,040 4,887					△1,040 4,887
当期純利益		△3	△3				△3
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,491	△8	—	1,483	1,483
当期変動額合計	△3	3,842	1,491	△8	—	1,483	5,326
当期末残高	△69	28,947	4,712	△8	3,913	8,618	37,565

監査報告書

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小幡琢磨哉印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北口信吾印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小幡琢哉 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北口信吾 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- (4) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

シンフォニアテクノロジー株式会社 監査役会

監査役（常勤）百家俊次 印

社外監査役（常勤） 笹川浩史 印

社外監査役（非常勤） 下谷政弘 印

社外監査役（非常勤） 下谷收 印

施設園芸作物の収穫作業支援ロボットの開発

当社は、「新分野への挑戦」として、農業分野での事業化を目指しており、その一つとして施設園芸作物の収穫作業支援ロボットの開発を進めております。この開発は愛知県の产学行政連携の研究開発プロジェクトである「知の拠点あいち重点研究プロジェクト」の一環であり、科学技術交流財団殿統括の下、豊橋技術科学大学殿、愛知県農業総合試験場殿、あいち産業科学技術総合センター殿、(株)ケーイーアール殿と共同で研究開発を進めております。県内主要産業である施設園芸の担い手が不足し、TPPで海外との競争が厳しくなると見込まれる中、農作業の省力化・効率化・競争力向上につながると期待されています。

1. 大葉収穫作業支援ロボット

このロボットは、摘み取った大葉を人工知能（AI）による画像処理機能でサイズ選別や表裏・良否判別を行い、その仕分けした大葉の結束までを一貫して一日に15,000枚処理することが可能となります。収穫後の一連の作業を現場で自動化することで大葉の鮮度も維持でき、さらに小型・省スペース化で設置面積は約1.5m²と設置場所を選ばず、個人農家でも利用しやすい設計となっています。今後さらに耐久性や操作性の改良、リスクアセスメントを進め、2019年4月の上市を目指しています。

2. 切り花自動搬送台車

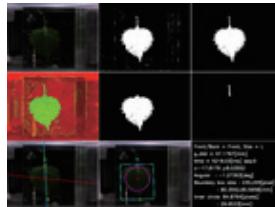
花きの収穫を支援する自律移動型ロボットで、カメラや距離測定用のセンサーを搭載しており、農場内地図を作成し、作業者に自動追従して収穫物を集め、集荷場所へ運搬します。収穫から水つけまでの時間を短縮するため、収穫した花きを入れる水槽を搭載しており、水面の傾きを推定して移動中に水がこぼれるのを防ぐための制御を行います。愛知県農業総合試験場殿などで実証実験を行っており、今後台車の形状などの改良、リスクアセスメントを行い、こちらも2019年4月の上市を目指しています。



大葉収穫作業支援ロボット



ロボット内部の様子



処理画像



切り花自動搬送台車

IDカード発行システムの開発・受注

昇華型写真プリンタで培った技術を用い、IDカードプリント分野への進出を図っており、このたびIDカードプリンタの大手メーカー向けにIDカード大判サイズプリンタの供給を開始いたしました。

本プリンタは、現在日本のカードゲーム市場で多数ご採用頂いている当社独自技術である昇華・枚葉型の印刷技術をベースに、新分野への参入を目指し、新たに開発した製品です。IDカードプリント分野では実現が難しいと言われているEdge to edge（ふちなし）プリント、さらには高い色合わせ精度に代表される高画質を追求し、他社との差別化を図っております。

大判サイズカード（140mm×88mm）へのプリントが可能であり、イベントなどの入退場の際に使用されるIDカードとしての用途が見込まれています。昨今、国際会議など高度なセキュリティが求められる分野では、ICチップ内蔵の顔写真入りIDカードの需要が高まっており、当社も世界的な大手メーカーへの供給を第一歩として、堅調なIDカードプリント分野における事業拡大を図り、今後この分野における売上高目標年間10億円以上の達成を目指してまいります。



IDカード大判サイズプリンタ

東京都の金町浄水場非常用自家発電設備設置工事の受注



当社の自家発電設備

従来からの大型非常用自家発電設備（3,000～10,000 kVA）の豊富な実績を基に、当社は2018年2月に東京都水道局殿より「金町浄水場非常用自家発電設備設置工事」を18億38百万円で受注いたしました。本設備はガスタービン発電装置4,500kVAが2式、制御盤、補機盤、直流電源装置がそれぞれ2式、地下燃料（灯油）タンク10万Lが3基などからなるもので、東京都水道局震災対策事業の一つとして、首都直下型地震等で電力事業者からの電力供給が途絶した場合にも、72時間継続して発電を行うことで、浄水場としての機能を活かすことが可能となります。

また、近い将来、都市ガスと液体燃料どちらでも運転できるデュアルフルエル化が計画されており、先の東日本大震災時の様な液体燃料が入手し難い状況下においても、都市ガスを燃料として発電することができます。今後も大型発電設備を納入することで東京都をはじめとして震災対策事業の一翼を担い、地域貢献してまいります。

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

基準日 定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
(その他必要あるときは予め公告します。)

上場取引所 東京証券取引所 市場第一部

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

特別口座の 口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) TEL 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)

単元未満株式の買増・買取、住所変更等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座にて管理されている株主様は、

特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。



シンフォニア テクノロジー 株式会社

〒105-8564 東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー
TEL 03 (5473) 1800
<http://www.sinfo-t.jp>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

